

金本位制移行と高橋是清意見書

神 山 恒 雄

はじめに

日本は、1897（明治 30）年に貨幣法を制定して金本位制に移行したが、法案作成の過程で高橋是清は「金本位制制定ニ関スル卑見」という意見書を提出した。この意見書について小野一一郎氏は、「跛行本位制」を目指していた添田寿一起草の「金本位制施行方法」から実際の貨幣法への「変化＝両者のある意味での断層を架橋する手があり」として重視している。そして貨幣法をその後の展開を含めて考慮すれば、「金本位制施行方法」以上に高橋意見書の投影を受けていると主張しているが、その具体的な意味については言及していない¹。

それに対し山本有三氏は、「金本位制施行方法」提出から貨幣法案閣議提出までの大蔵省における法案作成過程について、阪谷芳郎の「跛行本位的」金本位制＝銀貨併用論と添田寿一の「純正」金貨本位制論が対立するなかで、いったんは阪谷案が採用されたものの、添田の反撃により「金貨単本位制」が純粋な形で実施されたと主張している²。この山本氏の主張は貨幣法案作成過程の定

説となり、その後の研究の前提とされているが³、高橋の意見書には言及していない。実は、「金本位制施行方法」提出後の大蔵省内には、山本氏が主張するほどの大きな対立はなく、むしろ高橋意見書こそが徹底した金貨単本位制論だった。その内容は貨幣法そのものには十分には反映されていなかったが、貨幣法成立後の情勢変化に対する対応のなかで実現したと考えられる。そこで本稿では、貨幣法の法案作成過程を再検討した上で、高橋意見書の位置付けを考察したい。

また筆者はこれまで、明治期の財政・金融政策の展開について、経済政策の「基調」という概念を利用して検討してきた⁴。明治期の財政・金融政策では、兌換制度の創設・維持をめぐる経済政策の基調に関する対立（経済規模を拡大するか、いったん縮小するか）が見られた。物価引下による当面の貿易収支改善を目的に通貨収縮を求める「消極基調」の政策構想と、産業育成による将来の貿易収支改善を目指す立場から、生産的事業への資金供給を重視して通貨収縮に反対する「積極基調」の政策構想が存在していたのである。そして、金本位制移行については、物価騰貴の原因を銀価下落に求めていた松方正義を始めとする推進

派の政策構想では、物価を多少下落させることで輸入超過＝正貨流出による通貨収縮を回避しながら外資導入を促進する、すなわち積極基調の政策を推進する基盤として位置付けられていた、と指摘した⁵。

それに対し中村宗悦氏は、松方らの金本位制論について、そのデフレ志向的な側面を重視して、デフレによる清算こそが経済を正常な状態に引き戻すという浜口内閣の金解禁政策の清算主義的な性格に通じるものがあると指摘する一方、金本位制採用の主要な目的が外資導入にあったという主張に疑問を投げかけている⁶。確かに松方らが物価騰貴や投機・奢侈を問題視し、外債による内債償還のような急激な人為的外資輸入に反対していたのは事実であるが、金本位制移行時に金解禁政策のような全面的な緊縮政策＝徹底した消極基調の政策を行っていたわけではない。中村氏の見解は筆者の主張を直接批判するものではないが、松方ら推進派の政策構想のなかで金本位制移行がどのように位置づけられていたか、再確認したい。

1. 財政・金融政策の動向

まず金本位制移行の背景として、日清戦後期前半の財政・金融政策の展開を確認しておこう⁷。日清戦争の陸海軍戦費は臨時軍事費特別会計で処理したが、戦争中は基本的に内債＝軍事公債で財源を調達する方針を取り、1894（明治 27）年に 8000 万円の内債を公募して成功した。ただ臨時軍事費 2 億 2000 万円のうち、1 億円以上の調達が戦後に先送りされたのである。

戦争が終わると、戦勝と 3 億 6000 万円の賠償金獲得で積極熱が沸き上がるなかで、政府は臨時軍事費の処理に加え軍拡・産業育成など戦後経営に着手して積極財政を展開した。財源について

は、戦費の残額と継続費など臨時費は賠償金と内債で調達する予定だったため、内債の発行予定額は戦前の公債残高に匹敵する 2 億 5000 万円に達していた。また経常費の増加に対しては、1896 年度に国税営業税の実施など第 1 次増税を実施した。その結果、1895 年度に 9000 万円だった一般会計予算は、1897 年度には 2 億 5000 万円に急増したのである。

一方日銀は、戦後の好況に対応して国内民間金融を積極的に拡大し、戦後経営とともに民間経済を育成し貿易収支均衡＝兌換制度維持と担税力拡大を図っていた。また大蔵省は、戦前からの銀行分業構想に基づき 1896 年に日本勸業銀行法と農工銀行法を制定して長期金融機関の設立を進める一方、外資の「自然流入」（民間外資輸入など政府と無関係の外資輸入）の促進を図っていた。つまり、欧州における日本内債の売買を拡大することで、内債の「海外流出」（民間資本家が所有する内債を海外に売却したり、外国銀行への担保にして資金を調達すること）の基盤を整備しようとしていた。このように日清戦争直後に大蔵省・日銀が積極基調・積極財政を展開するなかで、第 2 次松方内閣は 1897 年 3 月に貨幣法を制定し、10 月に金本位制移行を実施したのである。

こうした積極財政方針のもとで大蔵省は多額の内債発行を計画していたが、戦後好況で民間資金需要が増加するなかで内債公募は困難になった。戦争中の公募に過大な新規計画が加わったため、日銀の公債抵当金融で内債の市中消化を促進するという従来の方式は機能しなくなっていた。とくに 1898 年に日清戦後第 1 次恐慌が発生すると、公募は不可能な状況になったのである。結局日清戦後期には公募は 1 回しか行われず、その他の内債は預金部を中心に特別発行に依存することになった。しかし預金部も郵便貯金の停滞で余裕がな

かったので、事業繰延を行う一方で国庫内の余裕金の繰合せで当面の資金を調達した上で、外貨国債を発行した。1897年6月に預金部所有の軍事公債4300万円をロンドンに売り出し、1899年6月には第1回四分利付英貨公債9800万円を発行したのである。

しかも予想外の経費増加や物価騰貴により經常費に対する財源も不足していたため、第2次増税が問題となったが、地租増徴をめぐる政治的混乱が生じた結果、1899年度にようやく実現した。このように既定計画に対する歳入不足の補填が難航するなかで、1898年度以降の一般会計予算は1897年度の規模で停滞するようになった。第2次増税も既定計画の財源確保が目的だったことを考えると、大蔵省は1898年度予算から財政規模を拡大しないという意味で緊縮財政に転換したと言える。

一方金本位制移行に伴い、1897年から松方蔵相・岩崎弥之助日銀総裁のもとで日銀の貸出制度改革が始まった。これは、長期金融機関の設立が実現するなかで銀行分業構想に基づき日銀・民間銀行を短期商業金融に専念させるだけでなく、日銀借入金に依存する「鞘取銀行」だった民間銀行を預金に基づき貸出を行う「預金銀行」に転換することで、日銀の国内民間金融、ひいては兌換券の膨張を抑制し日銀の金融調節力を確保しようとしたのである。ただ急激な変化が生じないように配慮がなされていたため、1900年まで有価証券抵当金融を含め日銀の国内民間金融は高水準を維持していた。

これは、大蔵省・日銀が基本的に積極基調の政策を維持していたからである。確かに、それまでほぼ均衡していた貿易収支が、財政と民間経済の拡大により1896年から年間5000万円以上の大幅な入超になるなかで、1897年下期には通貨膨張・

物価騰貴が問題となっていた⁸。それに対し松方は、入超は機械・原料の輸入増加に基づくものであり、将来の生産・輸出増加に繋がると考えあまり懸念していなかった。そして、通貨の増加は経済発展などにより当然であるとして通貨収縮に反対し、むしろ恒常化していた日銀兌換券の制限外発行を解消するために、8500万円だった保証準備発行制限額の拡大を主張していた。このように現状では過度の通貨増加は見られないと判断していた松方は、経済危機の原因としては「通貨ノ所在一変」を重視していた。つまり、戦後経営による財政資金の散布などにより、資金が生産者から労働者など消費者に移動し消費が急増した結果、物価が上昇しただけでなく、投機など不生産的に資金を浪費したため金融逼迫を招いたと考えていたのである。ただ、これ以上の「漫然通貨ノ増加」を図ると、通貨膨張の弊害が生じるとも判断していた。そこで貯蓄奨励などで消費者から資金を吸収して生産的事業資金に利用することで、国内資金の効率的使用を図っていた。そして外資導入についても、通貨膨張を招くような急激な人為的外資輸入（外貨国債・政府保証付社債の発行など政府の信用を利用した外資輸入）には反対していたが、「適当ノ方法ニ依リ生産的ニ使用」する必要性を認めていたのである⁹。また日銀貸出制度改革について、大蔵省・日銀は資金の効率的利用による金融疎通・金利低下を重視しており、鞘取防止もその一環だった。第1次恐慌に伴う公定歩合引上の目的も制限外発行の回収にあり、消極基調に基づき通貨全体の収縮を図ったのではなかった。逆に1899年には、外国為替資金供給などを目的に保証準備制限額を1億2000万円に拡充したのである。要するに大蔵省・日銀は、産業育成による貿易収支改善のため国内資金の効率的利用や外資導入により生産的事業資金を確保する、

すなわち積極基調の政策を取ることで一致しており、消極基調の政策構想が台頭したのは、1900年に第2次恐慌が発生してからだったのである。

ただ積極基調で一致していると言っても、外資導入については、民間外資輸入＝自然流入の促進には異論がなかったが、人為的外資輸入をめぐる意見が分かれていた。つまり松方が過度の通貨膨張を招く恐れがあると考え、既定財政計画の財源不足補填に限定する方針を取っていたのに対し、外債による内債償還など人為的外資輸入に積極的な勢力があったのである。このように第1次恐慌が発生するなかで、大蔵省・日銀は積極基調を維持しながら緊縮財政に転換することで、戦後経営と民間経済成長の両立を図っていたが、人為的外資輸入については最小限に限定する松方の方針が主流を占めていたのである。

2. 貨幣制度調査会

日本は、1871（明治4）年制定の新貨条例により金本位制を採用することになったが、同時に貿易通貨として1円銀貨（円銀）を発行していた。しかも、国際的な銀価下落が始まるなかで経常収支の赤字が続いたため、金貨が急速に海外に流出し、国内取引は不換紙幣、貿易では洋銀・円銀が利用される状況が定着した。そのため、1878年の貨幣条例（1875年に新貨条例を改称）改正などにより、円銀の無制限通用が認められた。そして1885～86年に日本銀行の銀兌換券発行と政府紙幣の銀兌換が始まり、円銀を本位貨幣とする銀本位制が実質的に成立したのである¹⁰。

その後も国際的な銀価下落が進行するなかで、第2次伊藤博文内閣は1893年10月に貨幣制度調査会を設置し、官僚・経済界・学者・貴衆両院議員などを委員に任命して現行貨幣制度の改正の要

否を審議することになった¹¹。この調査会は、松方正義前蔵相が渡辺国武蔵相に勧告して設置されたと言われている。松方が1893年9月に執筆した意見書に基づき、松方の金本位制移行論を見よう¹²。

1878年の欧米派遣の際に「世界ノ形勢ハ終ニ金本位ニ傾クヘキ」と判断していた松方は、明治14年政変で大蔵卿に就任してから、紙幣整理を遂行して銀本位制による兌換制度の確立・維持を図る一方で、正貨吸収の際に「常ニ金貨ノ蓄積ヲ怠ラサリキ」など将来の金本位制移行の準備を進めていた。ただ1892年8月までの蔵相在任中には、インド幣制に対する英国政府の方針が不明確だった上に、1890年恐慌時の正貨流出により「正貨準備ノ計画上一経験ヲ加ヘ大ニ熟慮ヲ要スル」ことになったため、金本位制移行を決断できなかった。しかし、1893年6月のインドの幣制改革などで「銀価ノ益々下落ニ赴クヤ知ルヘキナリ」という状況になるなかで、松方は「今日トナリテハ何ノ遲疑スル所モアルヘキ筈ナシ、日本政府ハ断然速ニ金貨本位ノ政策ヲ立テ其方針ニ依テ直行セサルヘカラサルナリ」と主張したのである。

その理由として、松方は銀価下落と物価との関係については、当時の日本の物価が安定していたなかで、「甚タ交錯ヲ極ムルヲ以テ容易ニ速断ヲ下スヘカラス」としつつも、銀本位制のままでは「金貨国ニ対スル支払ハ銀価下落ノ割合ニ応シ多額」となる上に、「内地諸物品モ漸次騰貴」することを危惧していた。また、銀価下落が銀本位国の商工業発達を促進するという説については、銀価下落による貿易上の利益は一時的なものに過ぎず、金本位国からの輸入品に対する保護関税と同様の効果も、輸入原料を加工して輸出する必要がある日本では「不得策」であると反論していた。

そして大隈財政末期に紙幣価値下落による米価騰貴で農民が「一時非常ノ奢侈ニ流レ」て輸入が増加したのと「類似スルノ結果ヲ再演」し、「銀価ノ下落ヲ喜フ所ノ論者カ主張スル一時輸出ノ増加ハ他日輸入超過ノ前兆」であることを懸念していた。それに対し、金本位制に移行して金本位国との為替相場が安定すれば、「我貿易ノ大半ヲ占ムル所ノ金貨国トノ取引ヲ便利」にすることに加え、「我公債株券カ欧米ノ市場ニ於テ自由ニ売買セラレ、又欧米各国ノ公債株券ヲ本邦人ニ於テ安全ニ取引シ得ル」と主張していた。松方は「欧米各国ト公債株券ノ取引」が円滑でないため「金融上并ニ殖産上ノ損失少ナシトセス」と考えて、日清戦争前から外資の自然流入促進を図っていたのである¹³。

金本位制の実施方法については、金本位制に必要な正貨＝金の確保には格別の困難はないとしつつも、「金本位実施ト共ニ直チニ金貨兌換ヲ実行スルハ得策ニアラス」として、当時 2000 万円程度だった日本銀行の金貨所有額が、政府・日銀の「金貨回収ノ方略」により 4000～5000 万円に増加してから「金貨兌換ヲ行フヘキヲ最モ安全ノ政策」と考えていた。そして「第一着」として、①銀貨の自由鑄造（人民の請求による銀地金と円銀との交換）を停止するが、政府は金銀比価 1：24 程度の割合で円銀を「歳入ニ受取ルコト」を布告する、②洋銀と円銀の「並価通用」を廃止する、③日銀が現在正貨準備として利用している「銀地金」を除き、新たに「銀地金」を準備として兌換券を発行することを禁止する、ことを提案していた。それによって、「円銀ト円金トノ交換比価ハ甚シキ変動浮沈ヲ生スルコトナク、金貨ヲ用ユル諸外国ニ対スル為換相場モ自然平準ヲ保」つことができるというのである。これは、世界でも「純粹ノ金単本位ヲ実施」しているのは英国のみであ

り、その他は欧米主要国でも銀貨を正貨に加えながら、「銀貨ノ鑄造ヲ制限シ地金ノ実価ヨリモ余分ノ価直ヲ保タシメ、以テ金貨ニ対シ一定ノ交換比価ヲ保ツコトヲ得セシメタル貨幣政策」を取っていたからだった。実は 1893 年上半期に 1：24～25 だった金銀比価は、下半期には 1：28～29 に低下していたので¹⁴、この意見書が作成された 9 月には、円銀を 1：24 で交換するという案は実際の相場よりも銀高になっていた。このように松方は、金本位制移行後も当面は新金貨との交換比率を固定した上で円銀の無制限通用を認める方針を取っており、実勢よりも銀高の交換比率でも大きな弊害はないと判断していたのである。

この松方の構想を具体化したのが、阪谷芳郎が起草したと思われる「貨幣制度ニ付諮問案」である¹⁵。それは、① 1 円当たりの純金 1g で新 20 円金貨を発行して、円銀 20 枚と交換・通用する（金銀比価 1：24）、② 現行の貨幣条例により発行していた従来の金貨（1 円当たりの純金 1.5g、円銀との金銀比価 1：16）の鑄造は停止し、既発行分は新金貨・銀貨 1 円に対し 1 円 50 銭の割合で交換・通用する、③ 政府紙幣・日銀兌換券は金貨又は銀貨で兌換するが、金貨は海外送金を除き 1 人 1 口 20 円までとする、④ 銀貨の自由鑄造を停止するが、蔵相の指示により円銀・補助銀貨¹⁶を年間 300 万円（当時の円銀・補助銀貨流通高の 5%）まで鑄造することができる、というものだった。つまり、「東洋多銀ノ地」で金本位制を実施するのは困難なので、「純粹ノ金貨単本位ヲ取ラス、銀貨ヲ混用シ金貨ノ交換ニハ特別ノ制限ヲ設ケ」ることで、「金貨準備ハ頗微弱ナリト雖トモ、内地ノ取引ニハ専ラ銀貨ヲ使用スルヲ以テ金貨ノ必要ナク、其之ヲ要スルハ金貨ヲ用ユル外国トノ取引ニ限ル」方針だったのである。この段階では、金準備の不足から当面は円銀の無制限通

用を認めた上に、金貨の使用を原則として海外取引に限定する計画だった。

このように金本位制移行について松方は速やかな実施を主張していたが、渡辺蔵相は消極的だったようであり、調査会でも銀本位制維持が大勢を占めていた。しかし、1895年3月に松方が蔵相に復帰した頃から調査会の議事が紛糾しはじめ、6月12日の採決では、現行貨幣制度の改正については「目下改正ノ必要ナシトスルモ苟クモ将来ニ改正ヲ期スル者」は「改正ノ必要アリ」に投票することになった。議決に参加したのは15名（大蔵官僚は阪谷芳郎と添田寿一）だったが、8対7の僅差で「必要アリ」と決定され、7月3日に松方蔵相に「貨幣制度調査会報告」が提出されたのである。とは言え、「必要アリ」のうち田口卯吉と荘田平五郎は「複本位ヲ可」としていたので、「金貨本位ヲ可」としていたのは6名だった。しかも、そのなかで「直チニ実行ノ準備ニ著手ス」と主張したのは阪谷のみであり、添田を含む4名は「準備ニ止ム」、1名は「時機ノ至ルヲ待ツ」と考えていた。「現行一円銀貨ハ金貨ト一定ノ割合ヲ以テ無制限通用ヲ許ス、但シ自由鑄造ハ止ム」に賛成したのも阪谷だけで、添田ら5名は「銀貨ノ無制限通用」に反対していた¹⁷。このように調査会の実情は、金本位制の即時実施や実施後の円銀の無制限通用に消極的だったのである。

「貨幣制度調査会報告」に記載されている阪谷の意見は、基本的に「貨幣制度ニ付諮問案」の方針を継承していた¹⁸。その内容は、①1円当たりの純金0.75gで新20円金貨を発行し、従来の金貨は新金貨1円に対し2円の割合で通用する、②円銀は新金貨1円に対し1円の割合で「法貨トシテ無制限ニ授受」する（金銀比価1:32）、③銀貨の自由鑄造は停止するが、「政府ニ於テ必要ト認ムルトキハ数額ヲ限り」円銀を鑄造できる、④

政府紙幣・日銀兌換券・国立銀行紙幣は金貨又は銀貨で兌換する、とういうものだった¹⁹。確かに、金銀比価が1895年初めに1:34まで低下し、その後若干回復したものの1:31程度で推移するなかで、新金貨の金の量を減らして円銀との金銀比価を実勢に近い1:32に変更しており、金貨の使用制限には言及していなかったが、金本位制移行後も円銀の無制限通用を認める方針に変化はなかったのである。

それに対し添田は、複本位制を否定して「貨幣ノ本位ハ之ヲ単一ナラシムルノ外ナシ」と強調した上で、日本も将来は金本位制を採用すべきであるが、「今日直ニ純然タル金貨本位制ヲ決行スルハ時期尚ホ少シク早キニ過クル」と主張していた。確かに、銀価下落で得ている日本の利益が「自然的ニモ非ス又永久継続スヘキモノニモ非ス」と判断していた添田は、居留地外商の優位を打破して商権回復を図るためにも「為換動揺ノ危険ヲ避クルノ必要」があることに加え、「本邦ヲ欧米資本流通区域外ニ置キ、金融上殆ト鎖国主義ヲ執ルト一般ナラシムルハ決シテ永久ニ望ムヘキ所ニ非ス」と述べて、資本移動の円滑化を図る観点から金本位制移行の必要性を指摘していた。しかし、日本は「先進国ト同一ノ必要境遇」に近づいているものの、まだ「債主国タルノ地位」に達していないなど「過渡ノ時期」にある上に、「目下尚ホ金準備ノ不足ナル」ために、「姑息不備ナル金貨本位制ヲ決行スルカ如キハ最モ不可ナリ」として、金本位制の即時実施や円銀の無制限通用には反対しており、当面は金本位制移行という「将来ノ目的」のために金準備額の増加を図ることを主張したのである。具体的には、銀貨鑄造の廃止あるいは制限・金貨鑄造拡大・「国家ノ生産力及輸出ヲ増進シ正貨ヲ吸収スルコト」などに加えて、「金貨国ニ於テ本邦公債等ノ売買ヲ盛ナラシ

メ若クハ之ヲ抵当ニ入ル、ノ途ヲ開クコト」=外資の自然流入の促進を挙げていた²⁰。

実は阪谷も、「幣制改革実行前」に少なくとも新金貨1億円以上の金を貯蔵する必要があると主張しており²¹、日清戦争賠償金のポンドによる受領が未定だった段階では²²、松方の意向を受けていた大蔵官僚も、金準備確保の問題から金本位制の即時実施に慎重になっていた。結局賠償金の受領方法については、1895年10月に日清間で議定書が交換されてポンドによる受領が決まったが、すでに8月に松方蔵相が増税案審議のための臨時議会召集をめぐって辞任し後任に渡辺が就任したため、金本位制移行は棚上げされたのである。

3. 大蔵省による法案作成過程

1896年9月に第2次松方内閣が発足すると、蔵相を兼任した松方は、賠償金の正貨回収を金銀併収からすべて金に変更して金準備の充実を図る一方、田尻稻次郎大蔵次官・松尾臣善主計局長・阪谷主計官・添田大蔵書記官に対し金本位制の実施方法に関する調査を内命した。そして1897年1月29日に、「金本位制施行方法」という報告書（1月24日に4名が「会合之上大体ノ調査方針ヲ打合セ」た上で添田が起草）が松方に提出された²³。

この報告書は、「方今物価ハ益々騰昂ノ傾向」にあるなかで、銀価下落について「我国ノ享ケタル利益ハ漸ク減滅シテ將ニ其弊ニ堪ヘサルモノアラントス」と認識していた。つまり、日本の物価上昇が「金貨騰貴ノ度ニ達セサル間」は金本位国向けの輸出が奨励されるのに対し、「金貨騰貴ノ割合」を超えて上昇すれば輸出減退・輸入増加を招くことになるが、実際に貿易収支は「物価ノ騰貴事業ノ勃興」などで大幅な入超になっていた。

また物価騰貴は債務者の利益・債権者の不利益となり、さらに物価騰貴と債務者の利益が資金需要の増加に、輸入超過と債権者の不利益が資金供給の減少に繋がるため、「金融益々必迫シテ公債株券ノ下落ヲ惹起シ事業ヲ妨害シ資金ノ融通ヲ縮小ス」と懸念していた。しかも、銀価は「今日ハ殆ント下落ノ絶頂」にあると判断していたので、「欧米其他関係諸国多数ノ趨ク所ニ倣ヒ」、金本位制を施行して「自然的最良貨制」を採用するように主張したのである。

金本位制移行の効果については、後述の方法で「金銀ノ時価ニ基キタル」金本位制を実施した場合、「経済上ノ激変ヲ避クル」ことができるものの「物価ハ多少下落」すると予想していた。ただ、銀本位制のままでも輸入超過で「正貨ヲ失ヒテ」物価が下落するので、むしろ「物価ノ騰貴殆ント極度ニ達シタル今日幣制ノ改革ニヨリテ物価ヲ幾分カ下落ノ傾向ニ導ク」ことは、正貨流出の不利益なしで輸出奨励などの好影響が生じると考えていた。また為替相場の変動による金本位国との商業取引の渋滞が解消されて貿易が「平穩」に行われれば、「内地商工業ニ於テモ亦投機的企業ノ勃興ヲ抑圧シ始メテ真正ノ発達ヲ期スル」ことや、「開明諸国ノ通制」である金本位制の採用により、「所謂世界共通ノ経済程度ニ達スルトキハ将来ニ於ケル財政及ヒ金融上ノ利益ハ頗ル大」であることを期待していた。この報告書は、金本位制への移行について、日清戦争を契機に物価上昇が続くなかで物価下落の効果を強調しているが、消極基調の政策に転換して通貨収縮による経済規模の縮小を図ったのではなく、輸入超過=正貨流出による通貨収縮を回避しながら国内産業の発展と外資導入を促進してインフレなき経済成長を目指す、まさに積極基調の政策を推進する基盤として位置付けていたのである。

具体的な金本位制の施行方法については、①金銀比価の相場を基準として、1円当たりの純金0.789gで5円・10円・20円の新金貨を発行する(金銀比価1:31、従来の金貨100円=新金貨190円)、②円銀は「現今ノ現在高」6100万円(円銀の国内流通分と日銀兌換準備中の円銀・銀地金から算出)を「法貨トシテ流通」させ、「打歩ナク新金貨ニ交換」する、この6100万円以外は銀貨の自由鑄造を禁止し、政府も「台湾将来ノ通用」に利用するものを除き円銀を増鑄しない、③日銀は「従来発行セル兌換銀券」を金貨又は銀貨で兌換する²⁴、というものだった。

②で6100万円の円銀の無制限通用を認めた理由としては、新金貨の1円当たりの純金の量が少ないために1円金貨が鑄造できず、補助貨幣の不足が予想されていたことに加え、a) 6100万円の銀を「一時ニ売却」することは困難な上に、一層の銀価下落と「財政上直接ノ損失」を招くこと、b) 「他日金貨流出ノ時ニ際シ幾分カ通貨ノ欠乏ヲ補フ」ことで、物価下落・金融逼迫・為替騰貴を防止すること、c) 「東洋銀貨国」に対する為替上の利便があること、を挙げていた。とくにb) については、この報告書でも金本位制移行の「最も困難トスル処ハ金ノ調達ニアリ」と認識していた。数年間は賠償金という「便宜」があるが、その後の「金準備ノ欠乏」を防ぐために、「倫敦其他ノ金貨国市場ニ於テ本邦ノ公債株券ノ売買ヲ盛ナラシムル」など、金貨吸収政策の強化を訴えていた。1896年に貿易入超が急拡大して5000万円を超えるなかで、金貨流出による通貨収縮を恐れていたのである。

こうして、「目下止ムヲ得サルヨリ出テタル便法」として、円銀の無制限通用を認めていたが、「将来ハ純然タル金本位ヲ確立」するために「銀貨ハ漸次其使用ヲ制限シ以テ真正ノ補助貨ト為

シ、尚ホ進テ改鑄ノ上全然法貨ヨリ排斥」する方針だった。ただ円銀の無制限通用を認めている間にさらに銀価が下落した場合には、海外に流出している円銀1億1000万円のうち「若干」が国内に還流して、「名ハ金貨制ナリト雖モ其實銀貨ハ依然市場ニ氾濫シ幣制ヲ紊乱スル」恐れがあった。この報告書は円銀を6100万円に制限すれば、「市場ノ銀価下落スルモ我銀貨ノ法価ハ永ク維持」できると判断していたが、還流した円銀の処理を誤れば新金貨と円銀との等価交換が維持できなくなり、相場が生じる可能性があったのである。

そして1897年2月11日に蔵相官邸で会議が開かれ、「第一 現行法令ニ修正ヲ加フルコトニ止メ 第二 一円銀貨ヲ本位貨トシテ無制限ニ通用スルコトヲ許ス」ことを決定した²⁵。この方針を具体化したと思われる一連の法案(法案A)によると²⁶、①現行の貨幣条例については、新金貨発行のため1円当たりの純金の量を0.75gに半減するが、それ以外は修正しない、②従来の金貨の交換比率(新金貨2円に対し1円の割合)と銀貨自由鑄造の廃止を規定する法律を別に制定する、③兌換銀行券条例を改正して、日銀兌換券は「日本銀行ノ都合ニヨリ金貨及銀貨」で兌換する、という計画だった。つまり、1878年の貨幣条例改正で法令化された円銀の無制限通用を継続するものだったのである。

この方針に対し、2月11日会議の参加者の一人が「貨幣条例ニ関スル建議」を松方に提出して反対した²⁷。この建議は、「単ニ現行法(貨幣条例…引用者注、以下、引用文中の()は引用者注)ヲ修正スルニ止ムルトキハ、現行法其モノ既ニ不備ニシテ殆ト法律ノ体裁ヲ為サ、ルヲ以テ、之ニ補繕ヲ加フルモ殆ト了解シ難ク、彼ノ法令ハ明確ナルヘキ原則ニ反スルノミナラス、此ノ如キ不完全ナル法文ヲ以テ、改正条約実施ノ曉ニ至リ

外人ヲ拘束センコト殆ト望ムヘカラス」と主張していた。そして「経済上ノ根本法タル此法律ハ可成完全ナル形式ヲ備ヘシメラレンコトヲ望ム」として、抜本的な新法の制定を要求したのである。

とくに円銀の処分を重視しており、「之（円銀）ヲ本位貨幣トシテ無制限ニ通用ヲ許シ、必要ニヨリテハ政府ニ於テ鑄造スルコト、センカ、其名ハ金本位ナルモ其実一種ノ両本位」になり、「金貨相場ノ外ニ銀貨相場ヲ生シ」ること、「我国ハ貿易上依然銀貨国ヲ以テ遇セラルヘキコト」、「他日当局者其人ニヨリテハ盛ニ銀貨ヲ鑄造シ法律ヲ改正セシテ容易ニ銀貨制度ニ退歩」できることなどを懸念していた。また、国内では「實際銀貨ハ通用セス、實際兌換券ノミト謂テ可ナリ」という状況にある、上海・香港では円銀が「實際地金」として扱われており、円銀を廃止しても「東洋貿易上差支アルコトナシ」、円銀改鑄による損失も、補助銀貨への改鑄による「巨額ノ利益」などで問題はない、と主張していた。

そこで、「此際寧ロ断然進テ完全ナル法案ヲ採用」した上で、「従来発行ノ一円銀貨幣ハ其引上ヲ了スルマテ新金貨一円ノ割合ニテ通用ヲ許ス」という「一条ヲ明記セラレンコトヲ切望」していた。オーストリアが1892年に制定した新貨幣法を例に挙げた上で、「此ノ如クニシテ始メテ真正ニ金本位制ニ改正セリト称スルコトヲ得ヘク、他日再ヒ銀本位ニ退歩スルノ後患ナキヲ得ヘシ」と考えていたのである。結局、円銀の無制限通用の必要性を疑問視しているこの意見書も、円銀の通用禁止は主張していなかった。

この建議の主張を反映して作成されたと思われる二つの法案（「貨幣条例案」＝法案Bと「貨幣条例」＝法案C）が、『松方家文書』に残されている²⁸。法案Bの内容は、①1円当たりの純金0.752gで5円・10円・20円の新金貨を発行する

（金銀比価1：32、従来の金貨は100円に対し新金貨199.38円の割合で使用）、②銀貨の自由鑄造を廃止した上で、50銭以下の補助銀貨の発行は継続し、従来と同様に「法律上ノ支払制限額」を10円までとするが、この制限額は「従来発行セル一円銀貨ニハ当分ノ内」適用しない、③政府紙幣・日銀兌換券は金貨又は銀貨で兌換する、④最軽量目・摩損貨幣処分など現行の貨幣条例にない規定を盛り込む、というものだった。一方、法案Bを修正したと思われる法案Cは、法案Bとは、①について、新金貨の1円当たりの純金を法案Aと同じ0.75gにする（従来の金貨は1円に対し2円の割合で交換）、②について、1円の補助銀貨も鑄造する、円銀の「通用制限ヲ必要トスル場合」は三カ月前に勅令で公布する、など変更点もあったが、基本的には法案Bの内容を継承していた。このように、円銀には補助銀貨の通用制限を適用せずに、無制限通用を認めていたのである。

この2月11日の決定をめぐる議論について、山本氏は法案A・Cの起草者を阪谷、「貨幣条例ニ関スル建議」と法案Bの起草者を添田と推定した上で、両者の対立を強調している。つまり、銀貨自由鑄造廃止後も円銀の無制限通用を認める阪谷の「跛行本位的」金本位制論に対し、添田が銀貨を10円以下の通用制限がある50銭以下の補助銀貨に限定することで、「純正」金貨本位制の採用を主張していたというのである。そして1月29日提出の「金本位制施行方法」は、「添田の執筆になるとはいえ阪谷の主張を強く受けた」両者の「妥協の産物」であったが、2月11日の会議で「添田的要素の除去」を図った阪谷案が採用されたため添田が反撃し、その結果最終案の法案Cは、新1円＝金0.75gや1円補助銀貨発行という起草者・阪谷の主張を盛り込みつつも、「ほぼ全面的に添田的要素につらぬかれている」と評価

している²⁹。

しかし、山本氏は言及していないが、法案Bと法案Cはともに円銀の無制限通用を認めていた。また「貨幣条例ニ関スル建議」も、円銀を新金貨1円の割合で交換することを新法に明記すれば、「真正ニ金本位制ニ改正」できると主張していた。その根拠としているオーストリアの1892年貨幣法が、①従来の本位貨幣であるグルデン銀貨は、金貨2クローネに対し1グルデンの割合で「尚ホ引続き法律上通用」する、②グルデン銀貨の自由鑄造は停止するが、「大蔵省」による鑄造は認める、と規定していたこと³⁰を考えると、銀貨の自由鑄造を停止した上で円銀と新金貨との交換比率を明記すれば、円銀の無制限通用や政府による円銀鑄造には大きな弊害はないと判断していたと思われる³¹。実は現行の貨幣条例は、1876年の改正で円銀と金貨の「価格比較」については、「海関税其他外国人ヨリ納ムル諸税受取方ニ付」、銀貨100円に対し金貨100円の割合とすると規定しているのみだった³²。恐らく「貨幣条例ニ関スル建議」の起草者は、従来の金貨と円銀が金銀比価の変動に応じて時価で交換されているため、現行の貨幣条例を部分改正して金貨1円当たりの純金の量を変更しただけでは、新金貨と円銀についても時価での交換が可能と解釈され、1899年の条約改正実施により内地通商を解禁される外商が新金貨と銀貨との相場を立てて幣制を攪乱する恐れがあると考えていたのであろう。

このように2月11日に決定された方針は変更され、現行の貨幣条例の部分的修正ではなく新法を制定することになった。しかし、新金貨との交換比率と当分の措置であることを明記することになったものの、円銀の無制限通用は否定されたわけではなかったのである。

こうして、2月25日の閣議に貨幣法案と関連

法案が閣議に提出された³³。その内容は、①1円当たりの純金0.75gで5円・10円・20円の新金貨を発行し、従来の金貨は新金貨1円に対し2円の割合で通用する、②「一円銀貨幣ノ製造」を廃止した上で、50銭以下の補助銀貨を発行する（1円当たりの純銀は従来と同様に21.6g、新金貨との金銀比価は1:29）、円銀は新金貨1円の割合で「政府ノ都合ニ依リ漸次之ヲ引換」えるが、それまでは新金貨1円の割合で「無制限ニ法貨トシテ其通用ヲ許シ」、通用禁止の場合は6カ月前までに勅令で公布する、通用禁止後の円銀の引換期間は5年間とし、その後は「地金」として扱う、③兌換銀行券条例の改正などにより、日銀兌換券・政府紙幣は金貨兌換に変更し、日銀兌換準備については銀貨・銀地金を「引換準備総額ノ四分ノ一」以下に制限する、というものだった。これは、自由鑄造だけでなく政府指示の製造を含めて円銀の鑄造廃止³⁴、日銀兌換券を金貨のみで兌換、日銀兌換準備における銀準備の制限設定など、法案B・Cよりも金貨単本位制的な性格が強くなっていた。しかし、ここでも円銀については、「其通用ヲ止メマスニモ相当ノ期限ヲ与ヘネバナラヌ」³⁵という判断から、通用禁止の期限を定めずに無制限通用を認めており、通用禁止後の引換期間も5年という長期だったのである。

このように、円銀は金本位制移行後も当面は新金貨との交換比率を固定した上で無制限通用を認めるという1893年9月の松方意見書以来の基本方針は、貨幣法まで維持されていた。確かに「貨幣条例ニ関スル建議」に見られるように、大蔵省の法案作成者にも円銀の無制限通用の必要性を疑問視する意見があった。しかし、金銀比価が1895年3月～1896年8月に1:30～31、1896年9月～1897年2月には1:31～32で安定しているなかで、銀価が「今日ハ殆ント下落ノ絶頂」にあ

ると考えていたこともあって³⁶、法案作成時の大蔵省内では円銀の無制限通用を認めても新金貨との相場発生など大きな弊害はないという判断で一致していたのであろう。

閣議に提出された一連の法案は3月に帝国議会に提出されて原案通りに成立し、1897年10月1日に金本位制が実施されることになった。衆議院における提案理由の演説で、松方蔵相は金本位制移行による効果として、①銀価下落などで物価が「近時著シク騰貴シ我貿易上不利ナル結果ヲ生ジ」ているのに対し、「物価ノ変動ヲ避クルノ点」、②金本位国との「貿易取引ハ甚ダ便利」になること、③「彼我金融市場ノ間ニ融通ノ便ヲ増スコト」や「財政上ニモ頗ル便益ヲ生ズルコト」、を挙げていた³⁷。これは「金本位制施行方法」の主張を継承したものであり、金本位制移行はやはり積極基調の政策を推進する基盤として位置づけられていたのである。

ところで外資導入については、貨幣法成立直後の1897年4月から外債発行交渉が始まり、6月に預金部所有の軍事公債4300万円の海外売出が実現した³⁸。その直接の目的は、戦後経営に必要な公債を預金部が引き受ける資金を確保することにあったが、内債の「海外流出」を推進する意図もあった。実は大蔵省は欧州における日本内債の売買を拡大することで、民間資本家が所有する内債を海外に売却、あるいは外国銀行への担保にして資金を調達する基盤を整備して、外資の自然流入を促進しようとしていた。そこで、1894年12月に英仏の株式取引所の公定相場表に日本の内債を上場するために交渉を開始したが、ようやく1896年10月にロンドン株式取引所に整理公債が上場され売買が始まった。しかし、金本位制移行前のために銀債（銀貨で元利償還を行う債券）として扱われており、価格が不安定で取引高も少な

かった。そのため、「国ノ信用ヲ表明シ本邦ノ金融ヲシテ世界ノ金融市場ト連絡セシメン」、「我貿易商業者ヲシテ国際動産ノ取引ヲ以テ自由ニ金融ノ便利ヲ得セシムル」という二つの目的が達成できなかった³⁹、シンジケートを通して一度に多額の内債をロンドンに売り出すことで、内債売買の拡大を図ったのである。

このように貨幣法案の作成時には、外資の自然流入促進策が行き詰っていた上に、財源確保のために外債発行が必要になっていた。松方が衆議院で金本位制移行による欧米金融市場との融通の便や財政上の利益を指摘していたように、金本位制移行を促進する現実的な理由の一つとして、外資導入の円滑化が重視されていたと言えよう⁴⁰。阪谷も1897年2月の経済学協会の演説で、金本位制移行と1899年の条約改正実施により外資の自然流入が拡大することで、「今日まで日本は非常に安い労力を以て競争しましたが、尚ほ安い資本を使って生産を發達して行けば非常なる経済上の利益がある」と述べていたのである⁴¹。

ただ軍事公債の海外売出については、サミュエル商会を中心とするシンジケートの要求で、1円 = 24.5ペンスの割合で元利償還を行うという裏書をするようになった。10月の金本位制移行が決まっていたものの、欧米では日本が金本位制を維持できるか疑問視していたため、英貨での元利支払を保証する必要があったのである。

4. 高橋の金本位制論

高橋是清は農商務省・ペルーでの銀山経営などを経て1892（明治25）年に日本銀行に入行し、日清戦争期には西部支店長として赤間関（下関）に滞在していた。1895年3月には、下関講和会議の状況を川田小一郎総裁に知らせる書簡のなか

で、就任したばかりの松方蔵相が「必ス償金ヲ英貨磅ニテ取り、往年ノ独逸ニ倣ヒ、此際我國ヲ金本位国ニ為スノ方針ヲ取ラル、事」を予想していた⁴²。そして、同年8月に横浜正金銀行本店支配人に就任して（1896年3月に取締役兼任、1897年4月に副頭取）、賠償金の回送などに尽力していたさなかに貨幣法が成立したのである。高橋の自伝には、第2次松方内閣成立後に松方より金本位制移行について「私（高橋）にも相談」があったので、「今日こそまさに金本位を実行すべき時であると答申した」と述べられている⁴³。その際の意見書と思われる1895年2月18日付の「金貨本位制定ニ関スル卑見」の内容を検討しよう⁴⁴。

金本位制に移行するなら「物価ヲ変動セシメス貸借契約ノ権利義務ヲ紊乱セシメサルヲ以テ第一ノ主眼トナサ、ルヘカラス」と考えていた高橋は、「右ノ主眼ヲ以テ金銀ノ現比価ニ基キタル金貨本位ヲ制定」しようとする政府の方針に対し、「今日ハ金貨本位採用ノ好時機」として賛同していた。そして、一層の銀価下落を予想して時期尚早を主張する論者（銀価下落が続く間は銀本位制を維持して「輸出奨励ノ利益」を確保し、「銀価ノ最早ヤ下落セサルヲ認ムルニ及ヒテ」金本位制に移行すると主張）に次のように反論していた。

まず今後の銀価については「人々ノ見込到底一致スル能ハサル所ナリ」と指摘した上で、銀価下落が銀本位国の輸出を奨励するのは、銀価が「次第二下落シツ、アル間」に限られると主張していた。なぜなら、銀価が「久シク同一ノ相場ヲ維持スルトキハ、諸物価金利及ヒ賃金等ニ至ルマテ銀価下落ノ影響普及シテ一般ニ騰貴スル」ので、生産者は輸出で「多額ノ銀貨」を得ても「生産入費」の増加で利益は得られないからである。従って、銀価下落による輸出・工業奨励効果は、「其影響ノ先ツ為換相場ニ現ハレテ未タ内地ノ諸物価

等ニ普及セサル間」だけであるというのである。

しかも日本の場合、「本邦人ノ常食ニシテ百貨ニ冠タル米穀ハ海外ニ輸出セラル、ヲ以テ金銀比価変動ノ影響ヲ感スルコト甚タ鋭敏」なので、「銀価下落ノ影響諸物価等ニ普及スルコト按外に迅速」であると考えていた。

さらに銀価下落の影響で物価が上昇した後に銀価が騰貴すると、「生産入費ハ既ニ増加シタルニモ拘ハラズ製品ニ対シテ得ル所ノ銀貨額ハ減少」して、輸出を阻害し工業の困難を招くと指摘していた。とくに高橋は、「人為的」な銀価騰貴を警戒していた。米国は政治情勢の変化により、「何時其幣制ヲ変更センモ測リ難ク、或ハ一朝ニシテ銀貨本位ヲ断行スル」可能性があり、「大統領撰挙上ノ勝敗若クハ一片ノ法律ハ、一刻ニシテ銀価ヲ暴騰セシムルニ足り、其変動ヤ極メテ激烈ナルモノアラン」と予想していた。もし、その際に日本が銀本位制を維持していれば、「物価忽チニ暴落シ百般ノ事業ハ殆ト土崩瓦解ヲ免レサルヘシ」という状況になるので、金本位制移行の「時機ヲ觀望」することは「実ニ非常ノ危険ヲ冒サ、ルヲ得ス」と主張していた。

もちろん高橋も、金本位制移行後も銀価下落が継続した場合には、輸出奨励効果の利益を失うことを認めていたが、「是レ唯一部ノ不利」に過ぎないと考えていた。つまり、「金貨本位採用ノ為メニ金貨国ニ対スル為換動揺ノ危険ヲ除ク」ことができれば、7割を占める対金貨国貿易に「非常ノ便益ヲ加フル」上に、「金貨国ノ財主ヲ安ンセシメ、彼等漸次ニ其資金ヲ我カ公債等ニ放下スルニ至ラハ、従来金貨国資金ノ流通領域外ニ隔絶シ居タル本邦ハ茲ニ始メテ外資移入ノ門戸ヲ開キ、随テ百般ノ事業ハ安利ノ資金ヲ使用」できるようになるので、「仮令ヒ一部ノ不利アルモ全体ノ利益ハ蓋シ之ヲ償フニ余リアラン」と判断してい

た。このように高橋は、銀本位制維持の弊害として「人為的」な銀価騰貴による物価暴落を警戒しており、外資導入促進など積極基調の立場から金本位制移行に積極的だったのである⁴⁵。

そして金本位制の実施方法については、円銀の処分が「最モ深思熟慮ヲ要スル所ニシテ、其処分ノ当ヲ得ルト否トハ、実ニ金貨本位ノ目的ヲ貫クト否トノ因テ岐ル、所ナリ」と考えて、改革案を検討している。まず「本位改革立案者ノ唱フル所」である「甲案」の「大綱」を、①「新貨幣条例ヲ発布スルト同時ニ銀貨ノ自由鑄造ヲ禁スル事」、②「当分一元銀貨ヲ法貨トシテ金額ニ制限ナク受授セシムル事」、③「現在ノ（日銀）兌換銀券ハ金貨又ハ銀貨ヲ以テ交換シ得ルコトニ定ムル事」とまとめている。これは③から考えて閣議提出案ではなく、法案Cまでの大蔵省の方針だったが、高橋は次のように反論している。

①については、円銀の自由鑄造廃止は「勿論至当」であるが、「鑄造ヲ請フノ自由ヲ人民ニ禁スルノミ」だけでなく、政府も補助貨幣以外は「全然銀貨鑄造ヲ廃止」することを主張していた。その理由として、「金銀両貨ヲ共ニ法貨トナシ同時ニ併行セシメントスル」ことは、「列国ノ同盟ヲ以テ金銀ノ比価ヲ協定シ共ニ両本位ヲ行フ」状況にならなければ不可能であることを挙げていた。

②については、円銀の無制限通用を認めても、「金貨本位ノ能ク行ハル、間ハ、銀貨ハ實際銀塊タルニ外ナラサルヘク、而シテ銀貨カ通貨トシテ行ハル、場合ハ、是レ即チ金貨制度ノ基礎ヲ危殆ナラシメ、幣制上最モ寒心セサルヘカラサル時ナリ」と主張していた。つまり、立法当初は1:32という金銀の「現比価」で幣制を改革しても、「幣制ノ大体ヲ金貨単本位ニ定メ、尚ホ法貨トシテ銀貨ヲモ併用スル」ことになると、その後の金銀比価の変動により「金ノ一元ト銀ノ一元トハ実

価ニ於テ差」が生じる、一方外国人は「日本ハ果シテ能ク金貨本位ヲ維持シ兌換券其他ノ紙幣ヲ金貨ヲ以テ兌換シ得ルヤ否ヤ」を疑っており、とくに銀貨の自由鑄造を禁じて、「政府ハ尚ホ其鑄造權ヲ保有シ、加フルニ法律ヲ以テ銀貨ノ無制限受授ヲ命スル」状態ではその疑いが強まる、このような状況のなかで銀貨が騰貴すると、円銀は金貨1円よりも価値が高まるので、「何人モ銀貨ヲ通貨トシテ使用スルモノナク銀貨ハ實際銀塊ニ化ス」ことになる、ただ円銀は、「依然外国銀行ニ於テ所有シ、依然海外殊ニ新嘉坡地方ニ流通スル」ので日銀は正貨準備として金貨を確保することが可能になり、「外人ハ金貨兌換ノ差支ナキニ安心」して金本位制は安定する、逆に銀価が下落すれば、「人々競テ其銀貨ヲ金貨ト交換セントシ、其海外ニ流通セルモノ滔々流入シ、而シテ之ニ代リテ金貨益々流出」するので、日銀の正貨準備は銀貨が増加して金貨が減少する、その結果「金貨準備欠乏ノ兆ヲ告ケ、金貨兌換ノ維持シ難キ」状況になると、「弥々世間ノ信用ヲ失ヒ、日本ノ貨幣ハ其時ヨリ實際銀貨トナリ」、銀本位制に戻ってしまう、というのである⁴⁶。

③については、日銀兌換券を「金貨又ハ銀貨」で兌換するという規定が、「請求者ノ希望如何ニ拘ハラズ中央銀行ノ便宜ニ任セ随意ニ金貨又ハ銀貨ヲ交付スル」ということ⁴⁷であるなら、「恐クハ金貨本位ハ實際ニ確立セサルヘシ」と指摘していた。なぜなら、甲案の立案者自身が「金貨ノミヲ以テ兌換ヲ行フハ力堪ヘサルモノアル」ことを認めることになり、「他人ハ一層恐レ且疑フテ新制度ニ信ヲ置カサルヘキハ必然ノ結果」になるからである。そのため高橋は、「兌換券ハ全然新金貨ヲ以テ交換スヘシト明定スル」ことを要求していた。

このように高橋は各項目の問題点を指摘した上

で、米国の事例を検討している。実は米国で金銀比価 1 : 16 の割合で「金銀両貨」が通用していると考えられていたことが、「銀貨ノ自由鑄造ヲサヘ禁スレハ」金貨・銀貨がともに通用するという主張の根拠になっていた。それに対し高橋は、実際には米国でも、銀価下落後は民間では銀貨は流通しておらず、「大蔵省」が流通促進を図っても、「国庫ヲ出テシヨリ早キハ一週間、遅キモ二三週間ニハ必ス返流」しており、「銀貨ハ名アリテ実ナシ」という状況にあること、民間に流通している政府紙幣については、法律上は「政府ノ随意」で金貨でも銀貨でも兌換できるが、政府紙幣が流通しているのは国会で 1 億ドル以上の金貨準備維持を議決しているためであり、金貨準備が減少すると、「内外人」は政府が「金貨兌換ノ明文ナキヲ奇貨トシ、或ハ銀貨兌換ヲ行ハンモ測ラレス」と考えて動揺するので、政府は「其全力ヲ金貨準備ノ維持ニ注ク」こと、を指摘していた。そして、このような米国の実情は「(金貨と銀貨の交換比率について)一定ノ比例ヲ設ケテ金銀両貨ヲ併行セシムル能ハサルノ明証」であり、「金貨本位ノ施行ト銀貨ノ無制限受授トハ決シテ両立スヘカラサルナリ」と結論づけている。

次に高橋は、「乙案」を取り上げている。その要旨は、①「今日ノ(日銀)兌換銀券ノ内、五円以上ノ分ハ直ニ金券同様ノ効力ヲ与へ、金貨ヲ以テ之ヲ交換スル事」、②「今日ノ兌換銀券ノ内、一円ノ分ハ一円銀貨同一ノモノトナシ、三ヶ年乃至五ヶ年ヲ期シ新補助貨幣ノ充実スルヲ俟チテ、(円銀と 1 円兌換券は)共ニ之ヲ引揚ケル事」、というものだった。この案の提案者は不明であるが、新法発布とともに円銀を通用禁止にするのは、「如何ニモ急激ニ失シ、該銀貨ヲ所持スルモノ、即チ専ラ外国人ニ対シテ背信ノ処置」となるので、その対応策として提案されたものだった。

それに対し、高橋は円銀通用禁止が外国人の信用を失うという考えは誤りであり、むしろ「銀貨ヲ廃止シテコソ純然タル金貨本位始メテ行ハル、コトナレハ、銀貨ヲ廃止スルハ却テ本邦ノ幣制ニ対シテ外国人ノ信用ヲ得ル所以」であるという持論を強調していた。そして、「乙案」は円銀の無制限通用について「甲案」の「当分」を「若干年ノ期限」に変更したのみで、「概ネ大同小異ニシテ目前ノ便宜ヲ謀リ他年ニ非常ノ困難ヲ遺ス」ものであると批判していた。

さらに高橋は、「甲案」・「乙案」の「主唱者」が円銀廃止に躊躇する理由は、円銀を「一時」に引き上げる交換資金の準備が困難であるので、無制限通用を認めている間に「徐々ニ之ヲ回収」することにあると推察していた。しかし実際には、円銀は日本の法律で金銀比価 1 : 32 以下に「下落セサルヲ保証」されるので、銀貨国で活動する外国銀行は預金の支払準備に円銀を使用し、銀価が大幅に下落した際に日銀に送付して金貨と交換することになるので、「其請求ハ徐々ニ来ラスシテ按外ニ急ナルヘシ」と予想していた。従って、金本位制移行後に円銀の無制限通用を認めても、円銀の回収は「徐々ナラシムル能ハサル」上に、「我金貨本位ニ関シテ内外ノ不安ヲ招キ、常ニ我カ幣制ヲ危険ニ暴露シテ其鞏固ヲ脅カス」ことになるので、円銀は「直ニ引揚ケテ補助銀貨ニ改鑄スルニ如カス」と主張したのである。

そこで高橋は、「丙案」として「余カ得策ト信スル方案」を提案した。その内容は、①「新貨幣条例発布ノ日ヨリ官民共ニ一円銀貨ノ鑄造ヲ全廃スル事」、②「今日ノ一円銀貨ハ条例施行ノ日ヨリ其通用ヲ禁シ、一ヶ年内ヲ限りテ其交換ヲ許ス事」、③「今日ノ(日銀)兌換銀券ハ条例施行ノ日ヨリ金貨兌換ノ性質トナス事」、④ 1 円兌換券については、日銀に対し「特ニ民間需要者ヨリ請

求アル場合」以外は発行しない、その兌換は5枚で5円金貨と、それ未満の端数は補助銀貨と交換する、⑤「既製」の円銀は補助貨幣に改鑄し、それでも余った分は「成ルヘク利益アル方法」で処分する、⑥補助貨幣は民間需要を考慮して過不足なく発行するように注意するとともに、「輸出ヲ防ク」ため金銀比価1:24の割合で鑄造する、というものだったのである⁴⁸。

この意見書が大蔵省でどのように検討されたかは不明であるが、前述したように閣議提出案は、a) 政府指示の製造を含めて円銀の鑄造廃止、b) 日銀兌換券を金貨のみで兌換、c) 日銀兌換準備における銀準備の制限設定など、法案B・Cと比較して金貨単本位制的な性格が強くなっており、a)・b)は「丙案」の①・③と一致している。c)についても、高橋が銀価下落時の日銀兌換準備の銀貨増加を懸念していたことを考えると、正金銀行で国際金融の実務を担当する高橋が、日本の金本位制維持に対する外国人の懸念を理由として、金貨単本位制を明確にすることを要求したことが、閣議提出案への修正に繋がったのであろう⁴⁹。ただ高橋が金本位制とは両立できないと強調していた円銀の無制限通用は、閣議提出案でも削除されなかったのである。

そこで高橋は、閣議提出案に対する修正案を作成し、①貨幣法施行日から円銀の通用を禁止して、政府は新金貨1円の割合で引き換える、②原案で1:29に設定されていた補助銀貨と新金貨との金銀比価を、「最近ノ例」であるオーストリアに倣って1:24に変更するため、補助銀貨の1円当たりの純銀を18gに減らす、ことを提案した⁵⁰。その理由として、①については、金銀比価1:32での交換を保証されている円銀は、「尋常ノ銀塊ニ優リタル一種ノ商品」であり、円銀所有者は銀価下落の際にのみ引換を要求するので政府の

損失となる、また銀価騰貴の際には円銀引換の請求者がいないため、補助銀貨の材料確保のため高騰した銀塊を購入する必要が生じる、従って、円銀は「通用期限長キニ従ヒ、政府ニ不利ヲ招クノ危険益々大ニシテ、且其通用ハ金貨本位ノ鞏固ヲ害スルモノアリ」、と述べていた。金本位制の安定には、円銀の即時通用停止が必要であるとういう持論を変えなかったのである。また②については、原案の金銀比価では「補助銀貨ノ実価多キニ失スル」ため、銀価が騰貴した際に補助銀貨が熔解・輸出されることを問題にしていた。高橋は1:29以上に銀価が上昇する可能性を、現実的なものとして考慮していたのである。

このように高橋は、松方から大蔵省の法案作成者と同様に、積極基調の政策の一環として金本位制移行を主張していた。ただ銀価下落がほぼ底に達したと考えていた大蔵省が、必用な措置を取れば、円銀の無制限通用を認めても新金貨との相場発生など大きな弊害はないと判断していたのに対し、高橋は銀価の動向について、「今日ハ銀価ノ下落稍々底止セントスルノ状ナキニ非サレトモ、将来ハ確知スヘカラサレハ」と考え⁵¹、一層の下落はもちろん、銀価騰貴も現実的な脅威であると認識していたことに特徴があった。とくに銀本位制のまま銀価が暴騰して物価が急落することを警戒していた。このように急激な銀価の変動を想定していた高橋は円銀と新金貨との相場発生を懸念しており、日本の金本位制維持に対する外国人の懸念を解消するためにも、法案C以前の大蔵省案よりも徹底した金貨単本位制を要求したのである。しかし、その意見は閣議提出案にある程度反映されたものの、円銀の即時通用停止は実現しなかった。

しかし1897年3月に貨幣法が成立してから10月に施行されるまでに、それまで約2年間1:

30～32で安定していた銀価が大幅に下落して円銀処分が大きな問題となった⁵²。円銀の引換以前に金銀比価が円銀と新金貨との法定比価である1:32を下回ると、海外にある割安の円銀を日本に輸入して、割高の新金貨と交換して輸出する投機が発生し、国庫の損失に加え金本位制維持が困難になる恐れがあった。しかし法案作成時に銀価下落がほぼ底に達したと考えていた大蔵省は、実勢より若干ではあるが「新金貨ト割合上銀ノ方ヲ安ク定メ」たこと⁵³、地金として扱われて毀損している円銀が多いこと、などを理由に実際の流入は少ないと判断していた。実は円銀は国内現存高5000万円に対し、1億1000万円が海外に流出していたが、領事報告に基づき1000万円程度の流入を予想していたのである。

しかし、1897年3月から銀価は急落して8月には1:38になった。ロシアの金購入で金需要が増大する一方、銀価回復のため供給を抑えていた米国の産銀業者が耐え切れずに銀を放出した上に、日本の金本位制採用も相場に影響を与えていたからである。このような状況のなかで、貨幣法実施に疑念を持つ一部の在日外国銀行が、7月に得意先に対して、貨幣法施行以降に「銀行ヨリ支払フ金種類」については、「銀行随意」に金貨か銀貨かを選択して支払を行うと通知した。これでは「金銀間ニ相場ノ差」が発生する恐れがあるので、松方蔵相は「敏活」に円銀引換を行う方針を決定し、日銀・正金に対し貨幣法施行と同時に両行所有の円銀を国庫の金貨と交換することなどを指示した⁵⁴。そして9月2日には、円銀の通用禁止案を閣議に提出した。その内容は、①1898年4月1日限りで円銀の通用を禁止する、②通用禁止後の円銀の引換期間を5年から3カ月に短縮する（1898年6月30日期限）、というものだった。①は1897年9月18日に勅令が公布されたが、法

改正が必要な②は衆議院の解散で成立が遅れたため、引換期間を1カ月延期して1898年7月31日期限に変更された。結局1897年10月～1898年7月に金銀比価が1:34～37で推移するなかで、海外からの円銀の流入は予想より若干多い1100万円が終わったが、銀価の急落に加え、軍事公債の裏書問題など金本位制維持に対する外国人の不信が明確になったため、高橋の持論が実現したのである。

おわりに

大蔵省・日銀が積極基調の政策を展開するなかで、松方ら大蔵省の法案作成者と高橋は、金本位制移行を積極基調の政策を推進する基盤として位置づける点では一致していた。確かに日清戦争を契機に物価上昇が続いたため、銀価下落を物価上昇の一因と考えており、金本位制移行による物価下落の効果を強調する場合もあった。ただそれは、消極基調の政策に転換して通貨収縮による経済規模の縮小を目指したのではなく、物価騰貴に伴う輸入超過＝正貨流出により通貨収縮を招くことを回避しようとしたのである。また外資導入についても、金準備や財源の確保に加え、外資の自然流入の停滞を打開して民間産業の資金を調達するために、金本位制移行を推進したのである。

金本位制の実施方法については、円銀は金本位制移行後も当面は新金貨との交換比率を固定した上で無制限通用を認めるという1893（明治26）年9月の松方意見書以来の基本方針は、貨幣法まで維持されていた。確かに「貨幣条例ニ関スル建議」に見られるように、大蔵省の法案作成者にも円銀の無制限通用の必要性を疑問視する意見があった。しかし、法案作成時には金銀比価が安定して銀価下落がほぼ底に達したと考えていたことも

あって、大蔵省内では円銀の無制限通用を認めても新金貨との相場発生など大きな弊害はないという判断で一致していたのであろう。

それに対し、急激な銀価の変動を想定していた高橋は、円銀と新金貨との相場発生を危惧しており、日本の金本位制維持に対する外国人の懸念を解消するためにも、円銀の即時通用停止など大蔵省案よりも徹底した金貨単本位制論を主張した。しかし、その意見は閣議提出案にある程度反映されたものの、円銀の通用停止が実現したのは、貨幣法成立後に銀価の急落に加え、金本位制維持に対する外国人の不信が明確になってからだった。

ところで、「貨幣条例ニ関スル建議」・高橋意見書の修正要求や円銀の通用禁止が決定される過程では、外国人の動向が重視されていた。円銀が国内取引でほとんど利用されていないなかで、外国銀行など外国人が所有する円銀の処分が大きな問題だったからである。そもそも、円銀について金本位制移行後も当面は新金貨との交換比率を固定した上で無制限通用を認めるという大蔵省の方針は、オーストリアなど英国以外の欧米諸国の事例に倣ったものだった。しかし、日本の金本位制維持に対する外国人の不信を解消して、金本位制を攪乱するような外国人の行動を防ぐには、欧米以上に金貨単本位制的な制度を構築する必要があったのである。その意味で、高橋は日本の金本位制が抱えていた問題を正しく把握していたと言える。

注

- 1 小野一郎「添田プランと高橋意見書」(同『近代日本幣制と東アジア銀貨圏』〔ミネルヴァ書房、2000年〕第4章第3節、この論文の初出は1964年)。なお川平成雄「高橋是清の金本位制構想」(『琉球大学経済研究』第47号、1994年)も、高橋

意見書の内容を紹介している。

- 2 山本有造「金銀本位制論」(同『両から円へ』〔ミネルヴァ書房、1994年〕第3章、この論文の初出は1986年)。
- 3 たとえば、五百旗頭薫『大隈重信と政党政治』(東京大学出版会、2003年)、中村宗悦「松方財政期における幣制改革論 金本位制と清算主義的政策思想」(野口旭編『経済政策形成の研究』〔ナカニシヤ出版、2007年〕)など。
- 4 神山恒雄『明治経済政策史の研究』(塙書房、1995年)など。
- 5 前掲『明治経済政策史の研究』130~131頁。
- 6 前掲「松方財政期における幣制改革論 金本位制と清算主義的政策思想」。
- 7 本節の記述は、とくに断らない限り、前掲『明治経済政策史の研究』第3~4章、神山恒雄「財政政策と金融構造」(石井寛治ほか編『日本経済史』第2巻、東京大学出版会、2000年)に依拠。
- 8 年末の紙幣流通残高(日銀兌換券・政府紙幣・国立銀行紙幣の合計)は1895年末から2億円を超え、東京卸売物価指数(1887年1月を100)は1893年には119だったが、1897年に160、1900年には180を超えていた。
- 9 「松方伯談話筆記」(国立国会図書館憲政資料室所蔵『阪谷芳郎関係文書』505-2)1897年12月4日。
- 10 前掲『両から円へ』などを参照。
- 11 貨幣法制定の過程については、とくに断らない限り、前掲『近代日本幣制と東アジア銀貨圏』第4章、前掲『両から円へ』第3章、中村隆英『明治大正期の経済』(東京大学出版会、1985年)第3章、日本銀行調査局『日本金融史資料』明治大正編、第16~17巻(大蔵省印刷局、1957~58)年に依拠。
- 12 松方正義「日本ハ金貨本位ノ政策ヲ取ラサルヘカラス」(『松方家文書』〔マイクロフィルム版、ゆまに書房〕第45冊10、1893年9月11日)。
- 13 松方は大隈財政末期の外債計画に反対して、明治14年政変後は消極基調の政策を推進していたが、1883~85年に兌換用正貨の蓄積や甲申事変の戦費確保のため、1000~2000万円の外債発行を計画していた。そして1884年に横浜在留英国人ワットソン、1885年には吉原重俊日銀総裁をロンドンに派遣したが、銀貨と英貨との換算率の問題などで実現しなかった。また銀本位制成立を契機として積極基調に転換してからは、松方自身は政府の外債発行に消極的になったが、大蔵省には根強い外債発行論が存在していた(前掲『明治経済政策史の研究』第1章)。従って、一概に日清戦争以前の大蔵省が外資導入に否定的だったとは言えないだろう。

- 14 金銀比価の動向については、朝日新聞社『日本経済統計総観』（1930年）435頁の「倫敦銀塊相場表」に依拠。
- 15 「貨幣制度ニ付諮問案」（前掲『松方家文書』第45冊1, 1893年作成と推定）。
- 16 貨幣条例では、50銭以下の補助銀貨を発行していた。円銀が銀の含有率900/1000・1円当たりの純銀24.3gだったのに対し、補助銀貨は800/1000・21.6gだった（日本銀行調査局『図録日本の貨幣』第7巻〔東洋経済新報社、1973年〕185～196頁）。
- 17 前掲『日本金融史資料』明治大正編、第16巻、576～580頁。
- 18 前掲『日本金融史資料』明治大正編、第16巻、900～903頁。なお、「貨幣制度調査会報告」に記載されている阪谷と添田の意見は、1895年4月の貨幣制度調査会特別委員会に提出した「第三項ニ対スル意見」（前掲『松方家文書』第45冊11, 1895年4月）所収のそれぞれの意見書を修正したものである。
- 19 阪谷は「第三項ニ対スル意見」では、「既ニ外国ニ輸出シタル一円銀貨ハ総テ地金トシテ取扱ヒ」、無制限通用の対象外としていたが、「貨幣制度調査会報告」ではこの部分を割愛している。
- 20 前掲『日本金融史資料』明治大正編、第16巻、579, 903～910頁。
- 21 前掲『日本金融史資料』明治大正編、第16巻、902頁。
- 22 「貨幣制度調査会報告」記載の各委員の幣制改革に対する意見は、6月12日の議決時のものだったが、ポンドによる賠償金受領について5月の松方の建議に基づき清との交渉が始まったのは7月だった。
- 23 前掲『日本金融史資料』明治大正編、第17巻、25～33頁。なお、「金本位制施行方法並ニ幣制改革案要領」（前掲『松方家文書』第45冊12, 1896年12月作成と推定）は、この報告書の草案と思われる。
- 24 日銀兌換準備に現存する銀地金は円銀に鑄造した上で、「銀地金ノ準備」は廃止して兌換準備は金貨・金地金・銀貨のみとし、銀貨による準備は6100万円に制限する予定だった。
- 25 「貨幣条例ニ関スル建議」（前掲『松方家文書』第44冊46乙, 1897年2月作成と推定）。
- 26 「貨幣条例中改正法律案」（前掲『松方家文書』第44冊47乙, 1897年2月作成と推定）。
- 27 前掲「貨幣条例ニ関スル建議」。
- 28 前掲『松方家文書』第44冊45所収。この番号には、三つの貨幣条例の法案が綴じられているが、冒頭の法案が1883年作成、残りの二つが1897年2月作成と推定される。
- 29 前掲『両から円へ』134～148頁。なお、1円補助銀貨の発行については、「貨幣条例ニ関スル建議」も「八百位ノ一円銀」（銀貨の純銀の比率は円銀が900/1000, 補助銀貨が800/1000）の発行を認めていた。
- 30 前掲「貨幣条例ニ関スル建議」。
- 31 「貨幣条例ニ関スル建議」の起草者は、山本氏が推定したように貨幣制度調査会で円銀の無制限通用に反対していた添田の可能性が高いと思われるが、添田も「金本位制施行方法」の段階で円銀の無制限通用に同意していたと思われる。その理由は明確ではないが、1895年3月から銀価が安定するなかで、「金本位制施行方法」にあるように銀価下落がほぼ底に達したと考えていたことに加え、1896年の貿易入超急拡大により、不完全でも金本位制移行を急ぐべきであると判断したのであろう。
- 32 大蔵省『貨幣法規』1895年版、37頁。
- 33 前掲『日本金融史資料』明治大正編、第17巻、33～42頁。
- 34 1901年から台湾銀行の兌換準備用に円銀の鑄造を再開したが、「円形銀塊」と称して貨幣鑄造高には含まれなかった（大蔵省造幣局『造幣局百年史』1976年、147頁）。
- 35 前掲『日本金融史資料』明治大正編、第17巻、47頁。
- 36 前掲『日本金融史資料』明治大正編、第17巻、27頁。
- 37 前掲『日本金融史資料』明治大正編、第17巻、42～50頁。
- 38 軍事公債の海外売出については、前掲『明治経済政策史の研究』第4章第2節、大蔵省『明治大正財政史』第12巻（財政経済学会、1937年）413～423頁、「英仏両国株式取引所ニ於テ帝国公債証書売買一件」（外交史料館所蔵『外務省記録』3.4.4.3）、「帝国軍事公債四千万円「サミュエル」商会ニ売却一件」（同前、3.4.4.4）、「倫敦市場ニ於テ軍事公債証書売却ノ件」（『松尾家文書』〔マイクロフィルム版、ゆまに書房〕第45冊13）に依拠。
- 39 前掲「倫敦市場ニ於テ軍事公債証書売却ノ件」。
- 40 中村氏は金本位制移行が外資導入を目的としたものではないという見解の一環として、添田が「外資導入が銀本位制の下でも可能であり何ら問題がない」と考えていたことを指摘している（前掲「松方財政期における幣制改革論 金本位制と清算主義的政策思想」125～126頁）。ただ、中村氏が論拠としている添田の談話「公債証書の輸出」（『東洋経済新

- 報』第37号、1896年11月15日)は、整理公債のロンドン株式取引所上場により「我公債証書の輸出は日一日として多きを加ふる」と予想したものであった。実際の取引が低調で打開策が必要になっていたことを考えると、この史料は中村氏の主張の論拠としては不十分であると思われる。
- 41 「経済学協会演説」(『東京経済雑誌』第866号、1897年3月6日)379頁。
- 42 1895年3月19日付川田小一郎宛高橋是清書簡(首都大学東京所蔵『高橋是清関係文書』[国立国会図書館憲政資料室所蔵のマイクロフィルムを使用]13)。
- 43 高橋是清『高橋是清自伝』下巻(中央公論社、1976年)94頁。
- 44 高橋是清「金貨本位制定ニ関スル卑見」(国立国会図書館憲政資料室所蔵『高橋是清文書』119、前掲『松方家文書』第45冊23)。草稿の『高橋是清文書』119をもとにして、提出用に『松方家文書』第45冊23を浄写したと思われるが、その際に銀価下落と貿易との関係を考察した部分が割愛されている。以下の引用部分は割愛した部分を含んでいないので、誤字などを訂正している『松方家文書』第45冊23に依拠した。作成日付については、『高橋是清文書』119の欄外に「三十年二月十八日 高橋是清」という墨書がある。川平氏はこの欄外の墨書は本文の筆跡と異なるので高橋の筆跡ではないと指摘している(前掲「高橋是清の金本位制構想」371頁)が、この墨書の署名が『松方家文書』第45冊23の署名と類似していることから高橋の筆跡と判断した。
- 45 なお日清戦後期の高橋は一貫して積極基調の政策を主張していたが、人為的外資輸入については日露戦後期と異なり最小限に限定する方針だった(前掲『明治経済政策史の研究』第3章、神山恒雄「日露戦時公債の発行とその影響」[東アジア近代史学会『日露戦争と東アジア世界』ゆまに書房、2008年刊行予定])。
- 46 また高橋は、日澳修好通商航海条約6条は外国人に「日本貨幣ノ鑄造ヲ請フノ権利」があるように解釈できるため、日本人に対して自由鑄造を禁止しても「現行条約ノ効力アル間」は外国人には禁止できないので、外国人の円銀鑄造請求を防ぐには、「一円銀貨ヲ廃止シテ日本ノ貨幣タラシメサル」しかないと指摘していた。
- 47 法案Aでは、前述のように「日本銀行ノ都合ニヨリ」と明記されていた。
- 48 なお高橋は、台湾についても、「特別ノ銀貨制度」を制定することに反対し、「本邦ト画一ノ貨幣制度」である金本位制の施行を希望していた。
- 49 なお「丙案」④の1円日銀兌換券については、すでに法案Bの兌換銀行券条例改正案では、1円兌換券の規定を削除することになっており、高橋意見書提出前から廃止する方針だったと思われる。なお、閣議提出案では兌換銀行券条例の規定は残されることになったが、1円兌換券廃止の方針に変更はなく、1898年2月に製造・発行を打ち切って回収を始めた。しかし、補助貨幣の不足から1903年に発行を再開することになった(前掲『日本金融史資料』明治大正編、第17巻、38～39頁、前掲『図録日本の貨幣』第8巻、157～163頁)。
- 50 「貨幣法案中修正意見」(国立国会図書館所蔵『高橋是清文書』122)。この書類は作成者・日付の記載がないが、内容から高橋が1897年2～3月に作成したものと推定した。
- 51 前掲「金貨本位制定ニ関スル卑見」。
- 52 前掲『大隈重信と政党政治』250～261頁、前掲『両から円へ』175～180頁、前掲『日本金融史資料』明治大正編、第17巻に依拠。
- 53 前掲『日本金融史資料』明治大正編、第17巻、48頁。
- 54 前掲『日本金融史資料』明治大正編、第17巻、460～461頁。

(2007年11月8日 産業経済研究所受理)